



2026年5月15日

各 位

会 社 名 日本ナレッジ株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 藤井 洋一  
(コード番号:5252 東証グロース)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 青木 一男  
(TEL 03-3845-4781 代表)

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2025年5月27日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。また、2026年5月15日付「監査等委員会設置会社への移行及びこれに伴う定款一部変更並びに役員人事に関する件」にて開示いたしましたとおり、当社は2026年6月26日開催予定の第41回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）に関する議案を本株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本制度の変更は、本株主総会で監査役設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

### 記

#### 1. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、本株主総会において譲渡制限付株式報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して支給される譲渡制限付株式報酬の額は、2025年6月27日開催の第40回定時株主総会において、金銭報酬額とは別枠で、年額50,000千円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年60,000株以内（当社は、2025年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っているため、当該上限株式数は当該株式分割による調整後の数を記載しております。）とすることについてご承認いただき、今日に至っております。

当社は、本株主総会において監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員である取締役を除く取締役および監査等委員である取締役それぞれの報酬額について付議するとともに、これとは別枠で本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬を支給することについて、本株主総会に付議することといたします。

なお、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員にも、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

## 2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、特定譲渡制限付株式の交付を受けるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に現物出資させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 対 象 者                    | 当社の取締役（監査等委員である取締役は除く）   |
| 株 式 報 酬 枠                | 対象取締役に対して合計で年額50,000千円以内   |
| 各取締役に対する<br>株 式 報 酬 額    | 会社業績等を踏まえて毎年設定   |
| 割り当てる株式の種類<br>および割り当ての方法 | 普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行<br>または処分  |
| 割り当てる株式の総数               | 対象取締役に対して合計で年60,000株以内。<br>ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または分割（株式無償割当てを含む）によって増減した場合は、当該上限数はその比率に応じて調整される |
| 払 込 金 額                  | 報酬決定にかかる各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない金額で取締役会が決定                  |
| 譲 渡 制 限 期 間              | 割当日より3年から30年の間で取締役会が予め定める期間  |
| 譲 渡 制 限 解 除 条 件          | 譲渡制限期間の満了をもって制限を解除。<br>ただし、任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除                                      |
| 当社による無償取得                | 譲渡制限期間中に、対象取締役が法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式のすべて、もしくは一部を当社が無償取得することができる                        |
| 各取締役に対する<br>支給時期および配分    | 任意の指名・報酬委員会における審議を踏まえ、取締役会にて決定   |
| 組 織 再 編 時 の 調 整          | 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる組織再編等の場合、譲渡制限を解除する  |

以 上